

お知らせします! 令和8年度の介護保険料

令和8年度介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料 (保険料率)
第1段階	■本人および世帯全員が住民税非課税で、 ⇒老齢福祉年金受給者の方 ⇒前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方 ■生活保護受給者	年額20,860円 (基準額×0.285)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	年額32,940円 (基準額×0.45)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額50,140円 (基準額×0.685)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の方	年額65,880円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円を超える方	年額73,200円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額87,840円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年額95,160円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年額109,800円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	年額124,440円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	年額139,080円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	年額153,720円 (基準額×2.1)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	年額168,360円 (基準額×2.3)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	年額175,680円 (基準額×2.4)

※第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額および合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、その所得金額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用います。
 ※住民税非課税世帯を対象に保険料を軽減しています。
 ※令和7年度税制改正により、住民税の給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険料の所得段階判定においては税制改正前の基準に基づいて計算します。そのため、住民税の課税・非課税の判定と一致しない場合があります。

介護保険は『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方全員が納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。

この制度は、高齢者の介護を社会全体で支える「支え合い」の制度で、介護サービスを利用されていない場合でも、40歳以上の方には保険料を納めていただきます。

65歳以上の方の保険料納付方法

納付方法は法律で定められているため、個人で選択することはできません。

①特別徴収(年金からの差し引き)

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ差し引きされますので、納めに行く必要はありません。ただし、65歳になって(または転入して)から差し引き開始までの間は普通徴収となります。介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。このため、特別徴収ではこれを解消し、できるだけ均等にするため8月の年金からの差し引き額を調整する場合があります。

②普通徴収(納付書納付または口座振替)

年金が年額18万円未満の方、老齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。納付書を送付しますので、納期限までに町や金融機関の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。普通徴収では口座振替が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

普通徴収の納期限(令和8年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日※
期別	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日	12月25日※	2月1日※	3月1日※

※納期限は各期とも月末(12月に限り25日)ですが、当日が土・日曜日、祝日(振替休日を含む)の場合は、翌営業日が納期限となります。

国民健康保険に加入の皆さんへ 新しい「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」を送付します

現在交付している資格確認書・資格情報のお知らせ(以下、資格確認書等)の有効期限は、令和8年7月31日までとなっております(70歳未満の方の資格情報のお知らせには、原則有効期限はありません)。8月1日から使用できる資格確認書等を、7月中に郵送します。有効期限が過ぎた資格確認書等は、ご自身で確実に処分してください。



▼送付対象者

①資格確認書薄薄だいたい色のもの

マイナ保険証をお持ちでない方

②資格情報のお知らせ

マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方

※有効期限のない資格情報のお知らせをすでにお持ちの方には送付されません。

▼新しい資格確認書等の有効期間

8月1日～令和9年7月31日

▼70歳～74歳の方の医療費の負担割合
所得等の状況に応じて2割または3割となります。資格確認書等に記載の負担割合をご確認ください。

▼社会保険等に加入された方

社会保険等の加入者で資格確認書等が届いた方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。手続き方法は町公式ホームページをご確認ください。



町公式ホームページ
国民健康保険
脱退手続きについて

高額療養費制度の自己負担限度額 が変更になります

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が高額療養費として支給されます。
 8月1日から自己負担限度額が変更となります。変更後の自己負担限度額は、郵送された資格確認書等に同封のパンフレット、または町公式ホームページをご確認ください。



町公式ホームページ
自己負担限度額
について

限度額適用認定証の更新について

現在交付している限度額適用認定証(以下、認定証)の有効期限は、7月31日までです。引き続き必要な方は、町民課で申請してください。認定証は、申請した月の初日から有効となります。月をさかのぼる申請はできません。また、国保税に滞納のある世帯は、認定証が交付できない場合があります。

▼申請が不要な方

- ①マイナ保険証を利用される方
- ②70歳以上で課税所得が145万円未満または690万円以上の住民税課税世帯の方

医療費通知について

令和8年度より、医療費通知の郵送回数が年2回(8月・2月)に変更となります。なお、マイナ保険証利用により、マイナポータルで医療費通知情報(前々月診療分まで)を取得することが可能です。

町民課

☎581・2121
内線113～115

就学援助制度について

町では、お子さんが町立小・中学校に就学し、経済的な支援を必要とする保護者の方に対して、就学費用の一部を援助しています。

▼対象

①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯(児童手当ではありませんのでご注意ください)

②令和8年度の町民税が非課税の世帯

③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼内容

次の費用の一部

学用品費、通学用品費、修学旅行費、医療費、新入学児童・生徒学用品費、オンライン学習通信費

▼申請方法

申請は随時受け付けています。就学援助を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて申請してください。申請書は、教育総務課・各学校、町公式ホームページから取得できます。

※申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

教育総務課

☎581・2121内線512